

## 第2 子どもが健やかに生まれ、育まれる社会を目指します

【子ども家庭分野】

### （子どもと家族を大切に作る社会）

- 一昨年（平成 17 年）は、わが国が人口動態の統計を開始して以来、初めて出生数が死亡数を下回り、総人口が減少に転ずる人口減少社会が到来しました。東京都においても、合計特殊出生率が、昭和 40 年代以降ほぼ一貫して低下を続け、平成 17 年には 1.00 となりました。
- 少子化の要因としては、晩婚化・晩産化の進行に加え、未婚率の上昇も大きく影響しており、また、結婚や子どもを持つことに関する価値観が多様化しているほか、子育てに関する精神的、身体的、経済的な負担感の増大などがあげられています。
- このように、少子化の背景には様々な要因があります。結婚や出産は、一人ひとりの人生に深くかかわり、個々人の意思に基づくものであるため、行政が関与できる範囲も限られています。
- しかしながら、どのような社会状況にあっても、子育ての喜びを実感し、家族のきずなを深めること、そして、次代を担う子どもたちが優しく生まれ、輝く未来に向かって健やかに成長していけるように、親はもちろんのこと、行政、都民、企業など社会全体が一丸となって支えていくことが大切だと考えます。
- こうしたことから、都は、平成 17 年 4 月に、平成 21 年度までの 5 か年計画として「次世代育成支援東京都行動計画」を策定しました。この計画に基づき、区市町村や都民、企業等と協力しながら、子どもたちが健やかに生まれ、育まれる社会を目指して、様々な子育て支援策を展開しています。

#### 次世代育成支援東京都行動計画・3つの理念

- 1 すべての子どもたちが個性や創造力を伸ばし、次代の後継者として自立する環境を整える。
- 2 安心して子どもを産み育て、子育ての喜びを実感できる社会を実現する。
- 3 社会全体で、子どもと子育て家庭を支援する。

## （次世代育成支援東京都行動計画に基づく取組）

- 地域の子どもと家庭を支援するため、区市町村における相談窓口として、地域の身近な子育て支援ネットワークの核となる子ども家庭支援センターについて、全区市町村への設置を促進しています。

〈設置区市町村数〉 目標：全 62 区市町村（平成 18 年度末）

44 区市町村（17 年 3 月）⇒ 54 区市町村（18 年 11 月）

- 待機児童の解消を含め、都民の多様な保育ニーズにこたえるため、区市町村が行う認可保育所、認証保育所、家庭福祉員などの保育サービス供給体制の整備を支援しています。

〈保育サービスの利用児童数〉 目標：184,700 人（平成 21 年度末）

164,940 人（16 年 4 月）⇒ 171,110 人（18 年 4 月）

- 就業などにより、昼間、保護者のいない児童の健全な育成を図るため、地域における放課後の居場所づくりを支援する学童クラブを整備しています。

〈学童クラブ事業実施か所数〉 目標：1,417 か所（平成 21 年度末）

1,311 か所（16 年 4 月）⇒ 1,406 か所（18 年 4 月）

- 親と暮らすことのできない子どもが、より家庭的な雰囲気の中で自立していけるよう、社会的養護のうち、ほっとファミリー（養育家庭）・グループホームによる少人数での家庭的養護の拡充を図っています。

〈ほっとファミリー委託児童数〉 目標：420 人（平成 19 年度末）

318 人（17 年 2 月）⇒ 349 人（18 年 11 月）

〈養護児童グループホーム数等〉 目標：100 ホーム、600 人（平成 19 年度末）

41 ホーム 243 人（17 年 2 月）⇒ 73 ホーム 438 人（18 年 11 月）

- 母子家庭の生活の安定に役立つ資格取得のため、一定の訓練期間においてその負担軽減を図る母子家庭高等技能訓練促進費事業について、全区市町村での実施を促進しています。

〈事業実施区市町村数〉 目標：都内全域での実施（平成 21 年度末）

8 区市・13 町村（17 年 3 月）⇒ 24 区市・13 町村（18 年 4 月）

## ( 保育サービスの充実 )

- 都は、これまでも、地域における様々な保育ニーズに対応するため、認可保育所、認証保育所、家庭福祉員など、多様な提供主体によるそれぞれの特性を生かした質の高いサービスを提供するとともに、受入児童数の拡大を図ってきました。
- しかしながら、多様化する保育ニーズの増加等により、都には、依然として待機児童が存在しています。
- 平成 18 年 4 月現在の待機児童数は 4,908 人で、その内訳は、0～2 歳児が 3,859 人、3 歳以上児が 1,049 人となっており、0～2 歳児の低年齢児がほぼ 8 割を占めています。
- 待機児童が発生する要因としては、認可保育所における年齢別の取扱人員枠、開所時間や提供されるサービス内容等が、利用者が求めているものと合っていないことなどが考えられます。
- 現在、児童福祉法では「保育に欠ける」という入所要件として、保護者が昼間労働を常態としていること等が定められており、都市化の進展や就労形態が多様化している現代社会においては、すべての子育て家庭に対して、そのニーズにこたえられる体制が十分とは言えない状況にあります。
- 多様な保育ニーズにこたえるためには、保育サービスの中核を担う認可保育所において、在宅の子育て家庭や不規則勤務の家庭についても、必要に応じてサービスが利用できるようにするなど、「保育に欠ける」という入所要件を見直し、利用者側の視点に立ったサービスを提供することが必要です。
- 子どもと家庭を第一に考え、子どもが成長していく大切な時間を人々が共有しながら健やかに育むことができるように、より良い保育に向けた取組が一層求められています。
- このような中、都は、平成 17 年 4 月に策定した「東京都保育計画」に基づき、平成 21 年度までの 5 年間でおおむね 184,700 人の児童が保育サービスを利用できる体制を確保する取組を進めています。

## （中期的な取組の方向）

- 子育ては、第一義的には親の責任ですが、子どもを家族が育み、家族を地域社会が支える、そのような社会であってこそ、行政をはじめ社会全体で子育てを支援していく取組が生きてきます。
- 子どもたちの健やかな成長はもちろんのこと、働きながら子育てをする親や在宅で子育てをしている親が、男性も女性も、子育てに喜びと生きがいを感じられるように、安心して子どもを生み育てることができる社会の実現を目指して様々な施策を展開していきます。

### 【1】特別な支援を必要とする子どもへの対応

- 近年、子どもたちを取り巻く社会環境は悪化し、将来が不透明な状況の中で、未来への夢が描けない子どもや高年齢になっても自立できない子どもが増えていることは、子ども自身が不幸であるだけでなく、社会にとっても大きな損失であると言えます。
- このような状況の中、子どもをめぐる問題は、日常的な育児不安の悩みから、児童虐待や非行など深刻なものまで多様化しており、「身近な地域での支援」から「専門的・広域的な支援」まで、重層的な相談支援体制を構築していくことが必要です。
- そのため、都は、身近な地域における相談機能を担う区市町村を支援し、地域における子育て支援ネットワークの核となる、「子ども家庭支援センター」の拡充を進めるとともに、児童虐待への対応力を強化した「先駆型子ども家庭支援センター」への移行を進めていきます。
- また、虐待等の困難ケースに対応するため、福祉保健・教育・警察など「行政の力」を結集し、子どもと家庭を総合的・一体的に支援する「子ども家庭総合センター（仮称）」の整備を進めるとともに、児童相談所の専門支援体制の強化を図ります。
- 同時に、医学的・専門的立場から、虐待の早期発見・未然防止が可能となるように、医療機関における虐待への対応力強化を図り、迅速に組織的な対応ができる体制を整備していきます。

- また、家庭の様々な事情により、親と暮らすことのできない子どもたちは、心に深い傷を受けたり、情緒的な問題を抱えていたりする 경우가多く、より自立が困難であると言えます。
- そのような子どもたちが、家庭的な雰囲気の中で生まれ自立していけるよう、多様な「地域の力」を活用しながら、グループホームや自立援助ホームなどの社会的養護を拡充していきます。

## 【2】新たな子育て支援体制の整備

- 子どもと家庭にかかわる問題が多様化する中、子どもを持つすべての家庭が地域で安心して子育てができ、子どもたちが健やかに育つ社会となるように、様々な面から支援を行い、充実していく必要があります。
- こうした中、平成 18 年 6 月に、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が成立し、同年 10 月からこの法律に基づき、「認定こども園」制度が施行されました。
- 認定こども園は、幼稚園と保育所の双方の機能を併せ持ち、また地域の子育て支援を行う施設です。親の就労の有無にかかわらず利用が可能なことや、利用者と園との直接契約が導入されるなど、都が創設した認証保育所において、これまで実践してきた多くの内容が取り入れられています。
- 都は、認定こども園が、都民ニーズに対応したものとなるよう独自の認定基準を定めるとともに、その機能を十分発揮できるよう、既存の補助制度が活用できない部分へ独自に新たな補助制度を創設します。
- 保育の実施主体である区市町村が、地域の実情に応じて柔軟にサービスを提供できるよう、今後、認定こども園についても、保育資源のひとつとして、「東京都保育計画」の次期改定に盛り込むことを検討していきます。
- また、子育て支援の一環として、現行の乳幼児医療費助成制度に加え、義務教育就学期にある児童に対する新たな医療費軽減策を構築し、全国に先駆けて、義務教育修了まで入院・通院医療費の一部助成を行います。

- さらに、次世代育成支援のためには、仕事と子育てを両立できる職場づくりが大切です。このため、事業所内保育施設設置促進のための補助制度を創設し、男女がともに子育てをするという意識が企業や社会全体に広がり、生き生きと働き続けることができる職場環境づくりを推進していきます。
- 一方、今日の子どもをめぐる問題の背景には、家庭の不適切な養育環境、保護者の心理的・精神的問題など家庭が抱える多くの問題があります。育児への不安感、地域での孤立感などから、精神的に不安定な親が増えています。
- 家庭が抱えるこうした問題は、親の養育力の低下をもたらし、児童虐待や非行などの深刻な事態を引き起こすことも少なくありません。
- そこで、都は、家族・親族等から支援を受けられないなど、特に支援を要する母子に対して、出産後、一定期間の宿泊等により精神的ケアや育児指導等を行うなど、心身ともに不安定になりがちな産前産後の時期の子育てをサポートします。
- また、保育所の持つ子育ての専門的機能を有効に活用して、保育所の通園児童に限らず、地域の在宅子育て家庭に対するサービスの提供を促進し、孤立しがちな在宅子育て家庭への支援を推進します。



### **(平成19年度の重点プロジェクト)**

- こうした方向性を踏まえ、以下の重点プロジェクトに取り組んでいきます。

- 1 特別な支援を必要とする子どもへの対応を強化します**
- 2 新たな子育て支援体制を整備します**

# 1 特別な支援を必要とする子どもへの対応を強化します

～地域に根ざした身近な支援と子どもたちの自立を促進～

## 基本的な考え方

～地域に根ざした身近な支援～

### (子どもと家庭を総合的・一体的に支援)

- 都市化に伴う核家族化の進行、近隣関係の希薄化、就業構造の変化などを背景に、家族や地域の養育力は、近年、著しく低下するとともに、親の子育てへの負担感が増大し、結果として、児童虐待など深刻な事態に至る例も増加しています。
- こうした状況を踏まえ、平成 17 年 4 月の児童福祉法改正により、児童相談所は専門的な知識及び技術を必要とする事例への対応や区市町村の後方支援に役割を重点化し、都道府県と区市町村が連携しながら児童相談の役割を担い、その充実強化を図っていくことになりました。
- 都は、現在の相談機関の専門機能を拡充し、子どもと家庭の問題に総合的に対応、支援するための拠点となる「子ども家庭総合センター（仮称）」の整備に向けて、平成 18 年 1 月に「基本構想」を策定しました。

### 子ども家庭総合センター（仮称）の機能

- ◇ 子どもと家庭に関する総合相談窓口を設置
- ◇ 子どもと親を一体的に支援する専門的援助機能を強化
- ◇ 傷ついた子どもの心をチームで集中的にケア
- ◇ 地域の相談機関等の取組を支援

### (児童相談所の機能強化)

- 虐待の早期発見には、地域でのネットワークの確立及び医療機関との連携が不可欠です。しかしながら医療機関では、診断の際に、虐待かどうか判断することが難しい場合もあることから、虐待通告への抵抗感が強い傾向にあります。医療機関との連携を強化し、虐待を早期に発見して的確に支援します。

### これまでの取組

- 児童福祉司の増員（平成 13 年度：106 名 ⇒ 平成 18 年度：159 名）
- 児童虐待対策班の設置（平成 15 年度：全児童相談所へ設置）

## 主な事業展開

### 子ども家庭総合センター（仮称）の整備

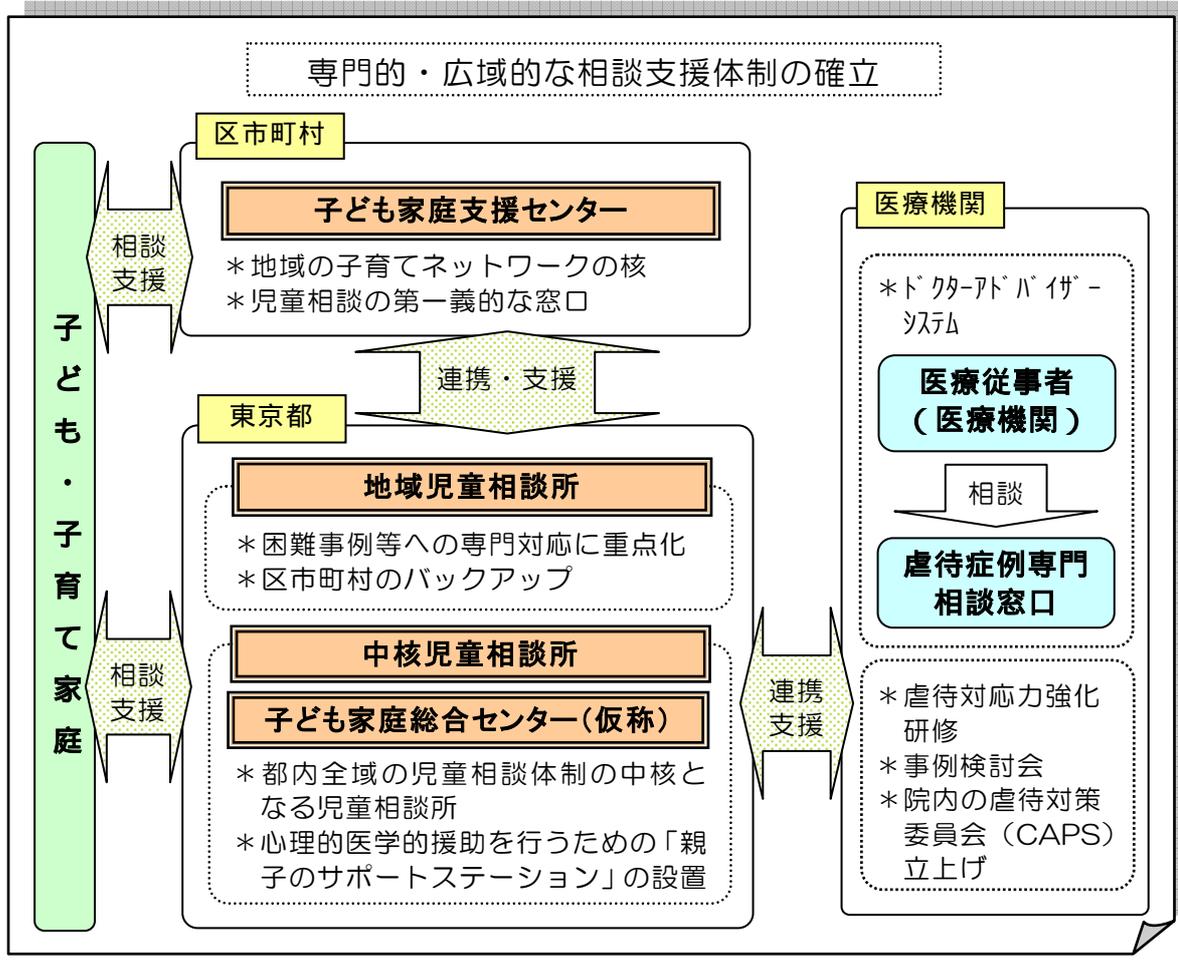
- 福祉保健・教育・警察の各相談機関が連携し、困難事例、専門的援助が必要な事例への対応を含めた、子どもと家庭を総合的に支援する拠点として、平成21年度以降に開設します。また、ゆたかな親子関係の創造の場として、現在の児童会館の機能を移転統合します（平成19年度：調査、実施設計）。

〔建設予定地：新宿区北新宿4-6-1、敷地面積：5,500㎡〕

- あわせて、児童相談所の機動性・専門性の強化に向け、区市町村との適切な役割分担を図りながら児童相談所のあり方を検討し、関係機関との連携・強化を図ります。

### 医療機関における虐待対応力の強化

- 医療従事者向けに、虐待に対する医学的・法律的な専門相談窓口を設置し、医療機関における虐待の早期発見・未然防止を図ります。
- あわせて、事例検討や研修等を通じて病院内の虐待対策委員会（CAPS）の立上げを支援するなど、医療機関全体の虐待への対応力を高めます。

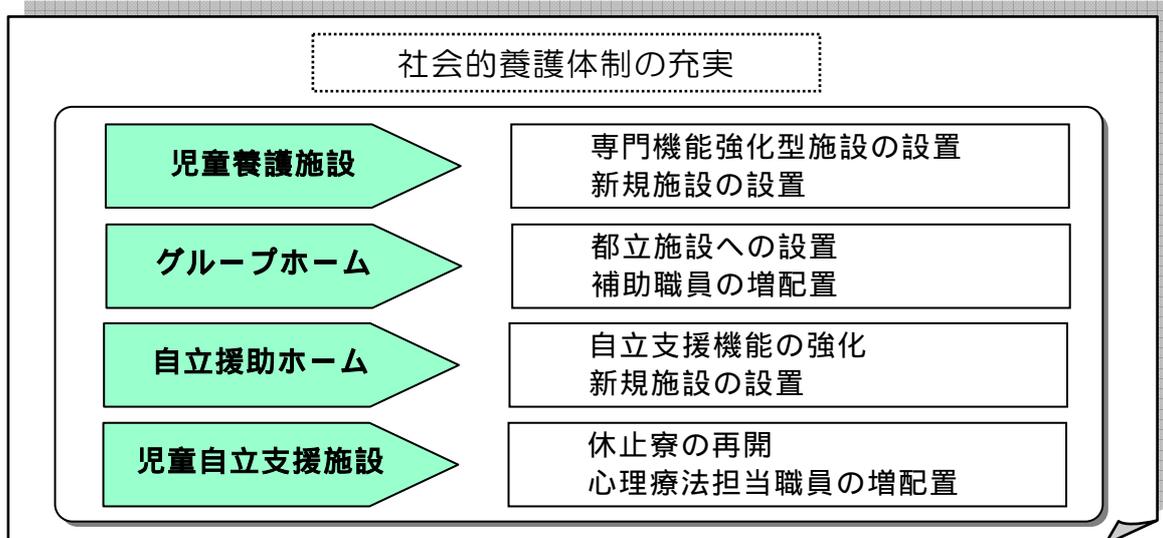


## 基本的な考え方

## ～子どもたちの自立を促進～

### (社会的養護を必要とする子どもへの対応を充実)

- 今日の子育て家庭は、育児の経験不足や身近に相談できる人が少ないことなどから、育児不安に陥りやすい状況にあります。また、経済的な破綻から養育困難に陥るなど、親の失踪や虐待等の理由で親と暮らすことが困難となり、社会的養護が必要な子どもが増加しています。
- 子どもが健やかに育つためには、家庭だけでなく、地域で育てるという視点から、子育て家庭を見守り、支援する仕組みを地域社会に組み込んでいくことが重要です。一方で、家庭で暮らせない子どもが増加している現状を踏まえ、このような子どもたちを家庭に代わって社会が養護する仕組みも充実していく必要があります。
- 特に、特別な支援を必要とする子どもが多くなっていることから、子どもの心の安定を図り、健やかな育ちを支援する機能の整備に当たっては、治療的ケア体制の強化や専門性の向上の視点が必要になります。



### これまでの取組

- 児童自立支援施設提携型グループホームの実施
  - ・ 児童自立支援施設を退所した児童を、より家庭的なグループホームで支援することにより、児童の自立を促進しています。
- ほっとファミリー（養育家庭）制度の普及拡大
  - ・ ほっとファミリー（養育家庭）制度について、養育家庭体験発表会を開催するなど普及啓発を図り、積極的に推進しています。

## 主な事業展開

### 児童養護施設の機能強化【新規】

- ・ 特別な支援を必要とする子どもの増加に対応するとともに、これらの児童の自立促進を図ることを目的とした専門機能強化型児童養護施設を設置し、治療的・専門的ケアを行う体制を整備します。
- ・ 今後の養護需要に対応するため、新たな児童養護施設を設置します。

### 専門機能強化型児童養護施設の役割

- ・ 特別な支援を必要とする子どもの積極的な受入れ
- ・ 児童相談所と連携した治療的・専門的ケアにより児童の自立を促進
- ・ 退所児童に対するアフターケア体制の強化 等

### グループホームの拡充

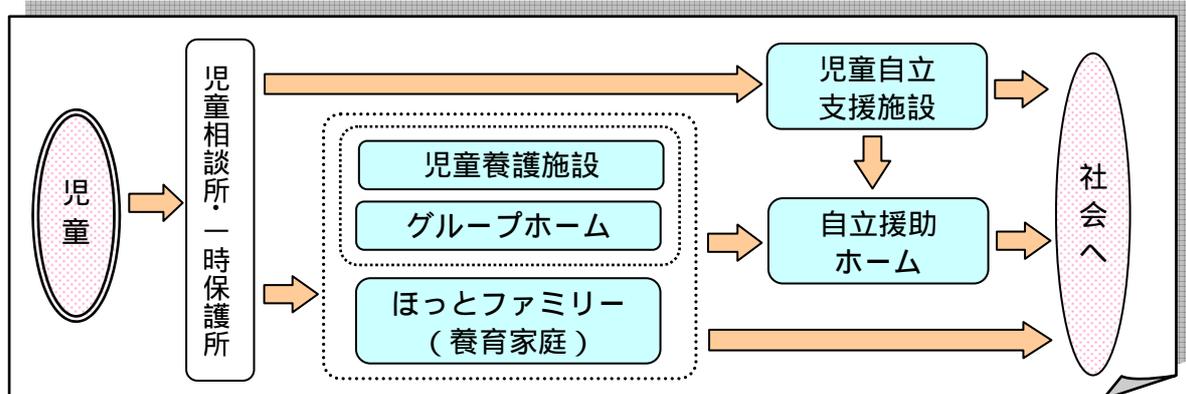
- ・ より家庭的な雰囲気の中で地域と交流しながら生活し、自立した大人へと成長していけるように、都立施設でグループホームを実施するなど受入児童数の拡大を図るとともに、個別対応の質を確保するため、補助職員を配置するなど家庭的養護の充実を図ります。

### 自立援助ホームの体制強化

- ・ 児童養護施設を退所した児童等が社会に適応し、安定した就労及び自立定着ができるよう、心理的・社会的・経済的自立に向けた援助・支援を強化します。
- ・ 多様な入所需要の増加に対応するため、新たな自立援助ホームを設置します。

### 児童自立支援施設の対応力強化

- ・ 入所需要の増加に対応するため、休止している児童寮の再開に向けた整備を行うとともに、心理療法担当職員を配置し、児童への心理的ケア体制を確保します。



## 2 新たな子育て支援体制を整備します

～仕事と子育ての両立支援など、すべての子育て家庭をサポート～

### 基本的な考え方

#### (安心して子育てができる仕組みづくり)

- 近年、家庭や地域の養育力が低下する一方で、子どもと家庭にかかわる問題は多様化しています。親の就労の有無にかかわらず、子どもを持つすべての家庭が地域で安心して子育てができ、子どもたちが健やかに育つように、様々な仕組みを整備します。
- 働きながら子育てをしていくためには、就労環境の整備と保育サービスの充実が不可欠です。男女がともに子育てをするという意識を企業や社会全体に広げ、仕事と子育てを両立できる職場環境の整備を進めます。
- 出産後、親や身近な地域での支援が得られないなど、出産や子育てに関する知識や経験の少ない親の不安を軽減するため、妊娠期からの切れ目のない支援を行います。
- 子どもの不慮の事故を防止するためには、親の注意喚起が重要です。子どもが地域で安全に遊び、過ごすことができるように、親が事故予防への理解を深め、安全対策を行うことにより、子どもの安全と親の安心を確保します。
- 親の病気、育児疲れ、不意の用事など、一時的に子育てができない場合も含め、すべての子育て家庭が必要に応じてサービスを利用できるよう、在宅で子育てをしている家庭への支援を充実します。

### これまでの取組

- 認証保育所制度を創設（平成 13 年度）
    - ・ 通勤時間の長さや多様な就労形態など、大都市特有の保育ニーズに柔軟かつ的確にこたえるため、都独自の認証保育所制度を創設しました。
- 認証保育所：5年間で349か所（平成18年12月）
- 児童の居場所づくりを促進
    - ・ 児童の健全育成のため、学童クラブ、児童館の整備を行う区市町村の取組を支援しています。学童クラブは1公立小学校区に1園の設置目標を達成し、児童館は2公立小学校区に1館の設置目標を約9割達成しました。

## 主な事業展開

### 認定こども園のための新たな補助制度の創設【新規】

- ・ 認定こども園制度の施行に伴い、既存の補助が活用できない部分へ都独自の補助制度を創設し、認定こども園がその機能を十分発揮できる仕組みを作ります。
- ・ 親の就労の有無によらず、就学前の子どもに教育・保育の一体的な提供を行うとともに、すべての子育て家庭を対象にした子育て支援機能の強化を図ります。

### 認定こども園の類型と特色

#### 【類型】

幼保連携型

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

認可幼稚園・認可保育所

認可幼稚園

+ 保育所機能

幼稚園機能

+ 認可保育所

幼稚園機能

+ 保育所機能

+  
地域における子育て支援機能

#### 【特色】

親の就労の有無にかかわらず利用が可能  
利用者と園との直接契約による利用  
園が保育料を設定

### 義務教育就学期にある児童に対する医療費軽減策の構築【新規】

- ・ 子育て支援の一環として、義務教育就学期にある児童の治療に要する医療費の一部を助成することにより、自己負担の軽減を図ります。

#### 【助成内容】

対象者：義務教育就学期にある児童を養育している者  
助成範囲：医療保険の自己負担分の3分の1  
所得制限：児童手当制度に準拠

#### 【助成方法】

都

区市町村  
(実施主体)

義務教育就学期にある児童を養育している者

## (多様な子育て環境に応じた支援体制の推進)

### 事業所内保育施設支援制度の創設【新規】

- ・ 次世代育成支援対策のための行動計画策定指針における「事業所内託児施設の設置及び運営」は、次世代育成支援対策として重要な事項であり、事業主に対してその設置が求められています。
- ・ 事業所内保育施設の設置を支援する補助制度を創設することにより、企業等の次世代育成に対する取組を促進し、仕事と子育てを両立しながら、働き続けることができる職場環境を整備します。

#### 【事業所内保育施設支援制度】

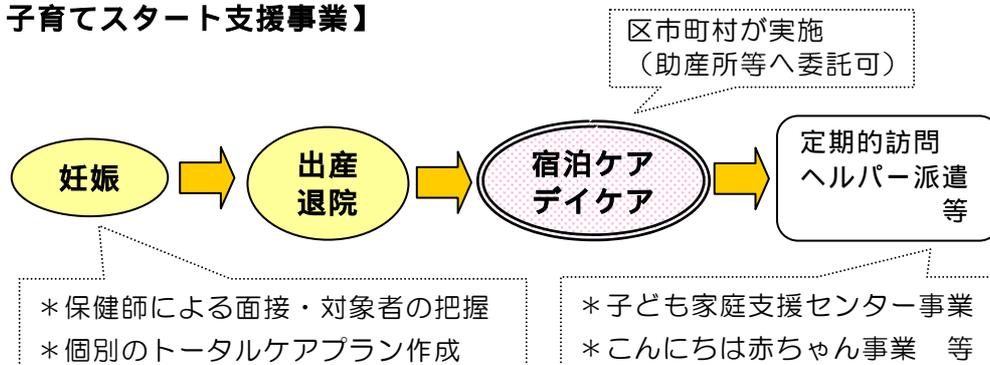
- ◇ 設置主体の形態や規模を問わない柔軟な支援
- ◇ 事業主が取り組みやすい基準の設定
- ◇ 3か年に集中した設置促進への事業展開

3か年で100か所設置

### 子育てスタート支援事業の創設【新規】

- ・ 特に支援を要する母子に対して、出産退院後、一定期間の宿泊ケアやデイケアを行うなど、心身ともに不安定になりがちな妊娠期から産後までの期間の子育てをサポートします。
- ・ 母親の心身の安定を図るとともに、育児知識等の習得などの支援を行います。

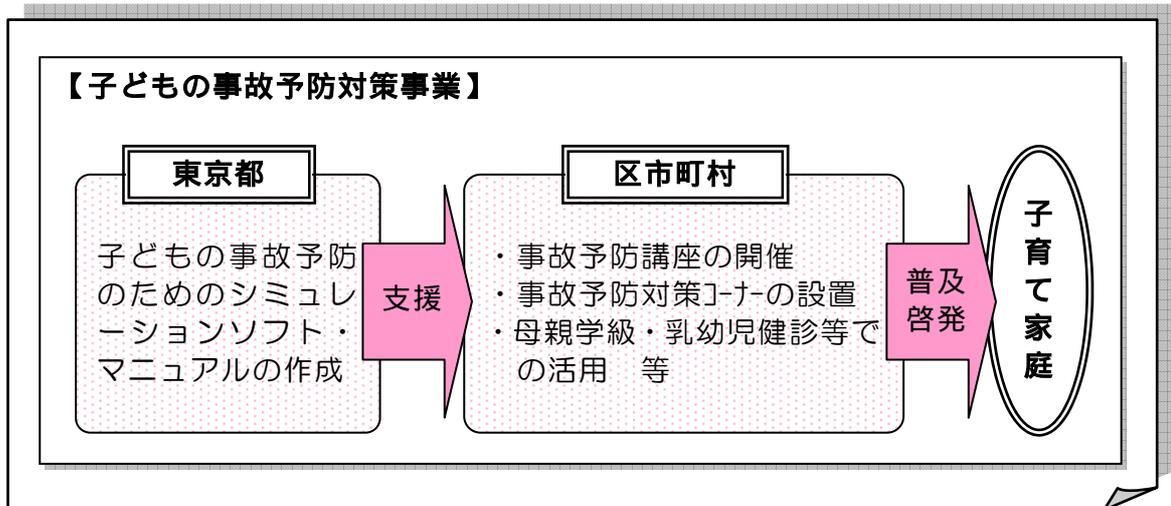
#### 【子育てスタート支援事業】



## (安心して子育てのできる環境の整備)

### 子どもの事故予防対策事業の創設【新規】

- ・ 子どもの不慮の事故を予防するためには、子どもの年齢や発達段階に応じた親への安全教育対策が必要です。そこで、親が子どもの目線を体験し、子どもにとって危険な場所や物を体感できるシミュレーションソフト及びマニュアルを作成し、保護者に対して事故防止の理解を深めます。
- ・ 子どもの事故予防のためのシミュレーションソフトを活用した講座の開催など、事故予防事業を実施する区市町村に対して支援を行います。



### パートナー保育登録の推進【新規】

- ・ 登録を行った地域の在宅子育て家庭に対して、育児相談、保育所体験などの子育てサービスを提供する民間保育所を支援します。
- ・ 在宅で子育てをしている家庭への支援とともに、普段から保育所との関係を持つことにより、緊急時にも利用しやすい環境を整備します。

